

2019年度 商法第2部

2020年1月7日(火)

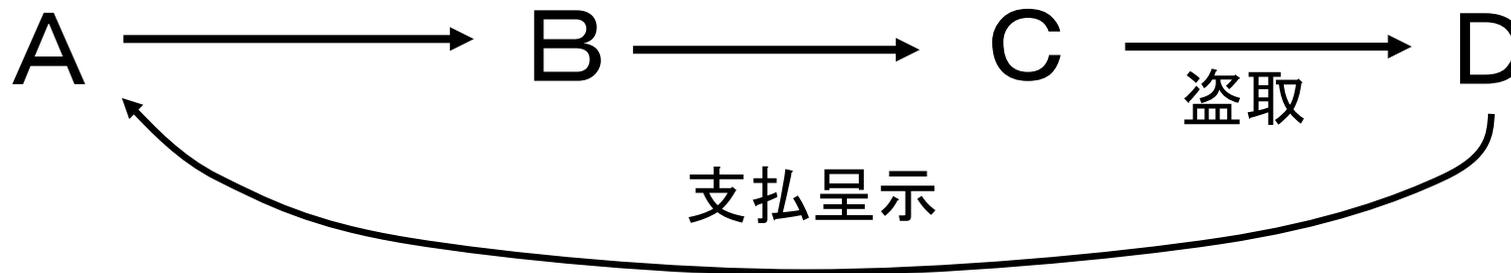


満期における支払いと免責

AがBを受取人として約束手形を振出し、BがCに裏書譲渡した(被裏書人C)。DはCからこの手形を盗取した

(1)DはCD間の裏書を偽造して、満期に手形金の支払いを求めた。AはDがCから手形の裏書譲渡を受けたはずはないと思ったが、証拠がなかったので支払ってしまった。

(2)Dが満期にCと称して手形を呈示して手形金の支払いを求めた。AはDの身元について不審に思いつつも、証拠がなかったので支払ってしまった。

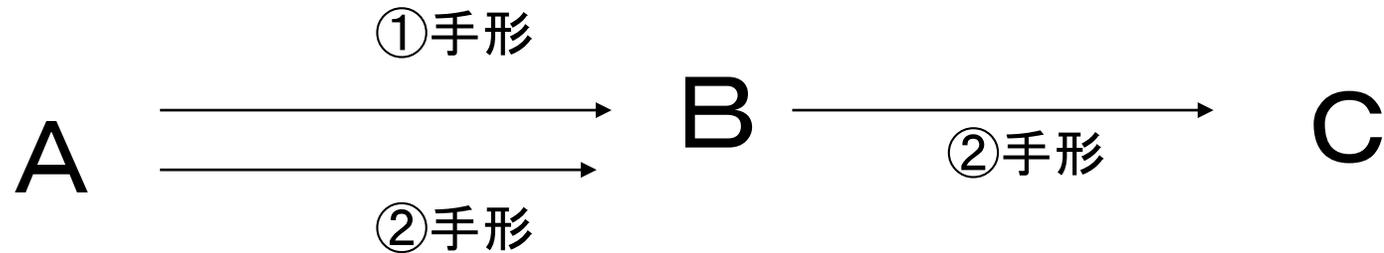


手形書替：旧手形を回収しない場合

＜当事者間＞

- ・両手形債務が併存（最判昭和31年4月27日民集10巻4号459頁）
- ・債務者は一方を支払えば免責、他の手形の返還も請求できる（最判昭和42年3月28日金商60号17頁）
- ・旧手形によって支払を請求する場合であっても、手形債務者は新手形の満期までは支払を拒める（最判昭和29年11月18日民集8巻11号2052頁）

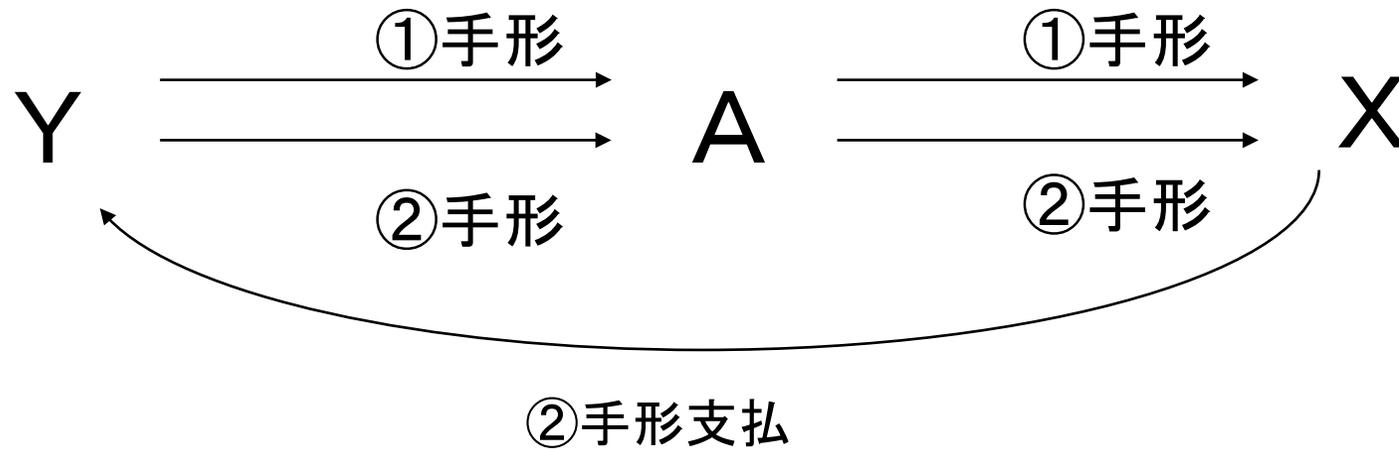
手形書替：旧手形を回収しない場合



＜第三者との関係＞

- ・書替手形であることを知らず取得
- ・②が①の書替手形であること+Aが①手形を支払済みのことを知って取得した場合
- ・②が①の書替手形であることは知っていた. 支払については知らない. その後①が支払われた.

最判昭和54年10月12日 (VI-28)



手形関係と原因関係

●原因関係の手形関係に与える影響

→無因性

●手形関係の原因関係に与える影響

—原因関係はいつ消滅するか

—原因関係との優先関係

—手形金請求と原因関係の時効等

手形関係の原因関係に与える影響(1)

支払いに代えて →原因関係は消滅

支払いのため(広義)→原因関係は存続

—支払いのため(狭義)

手形債権から行使しなくてはならない

—担保のため(支払いの確保のため)

手形債権・原因債権いずれから行使してもよい

手形関係の原因関係に与える影響(2)



原因債務の消滅

「支払いに代えて」→振出時点で直ちに消滅

「支払いのために」→当面、両債務は並存

→Bが確定的に対価を確保できた時点で原因債務は消滅

支払いに代えて／支払いのため

手形の振出しが原因関係にどう影響するかは振出しの趣旨次第

明示的な意思表示がない場合

－「支払いに代えて」は例外（最判35・7・8民集14巻9号1720頁）

－支払いのために（広義）のうちいずれか？

●第三者方払文句のある場合 →狭義の支払いのため

●第三者方払文句のない場合

最判昭和23年10月14日（VI－33）

→担保のためと解釈 ただし事案がやや特殊。

手形債務と原因債務の債務者が同じであれば、手形債権を行使されても原因債権を行使されても差はないといえるか？

原因債権の行使方法

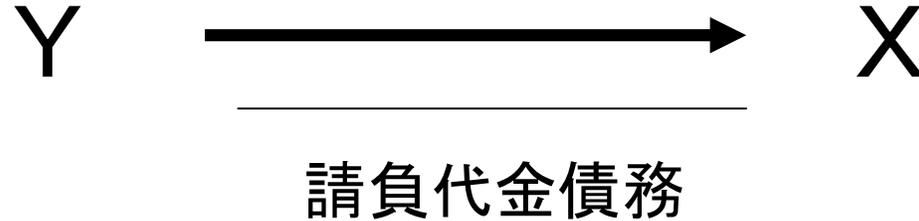
- 「担保のため」のケース

→手形所持人は原因債権の行使も可能

ただし手形との引き替えでなければ支払いを拒める(最判
昭和33・6・3民集12巻9号1287頁(小切手の事件))

※手形債務の支払いの場合には受戻証券性が明文で認められている(39条1項).

手形金請求と原因債権の時効中断(VI-30)

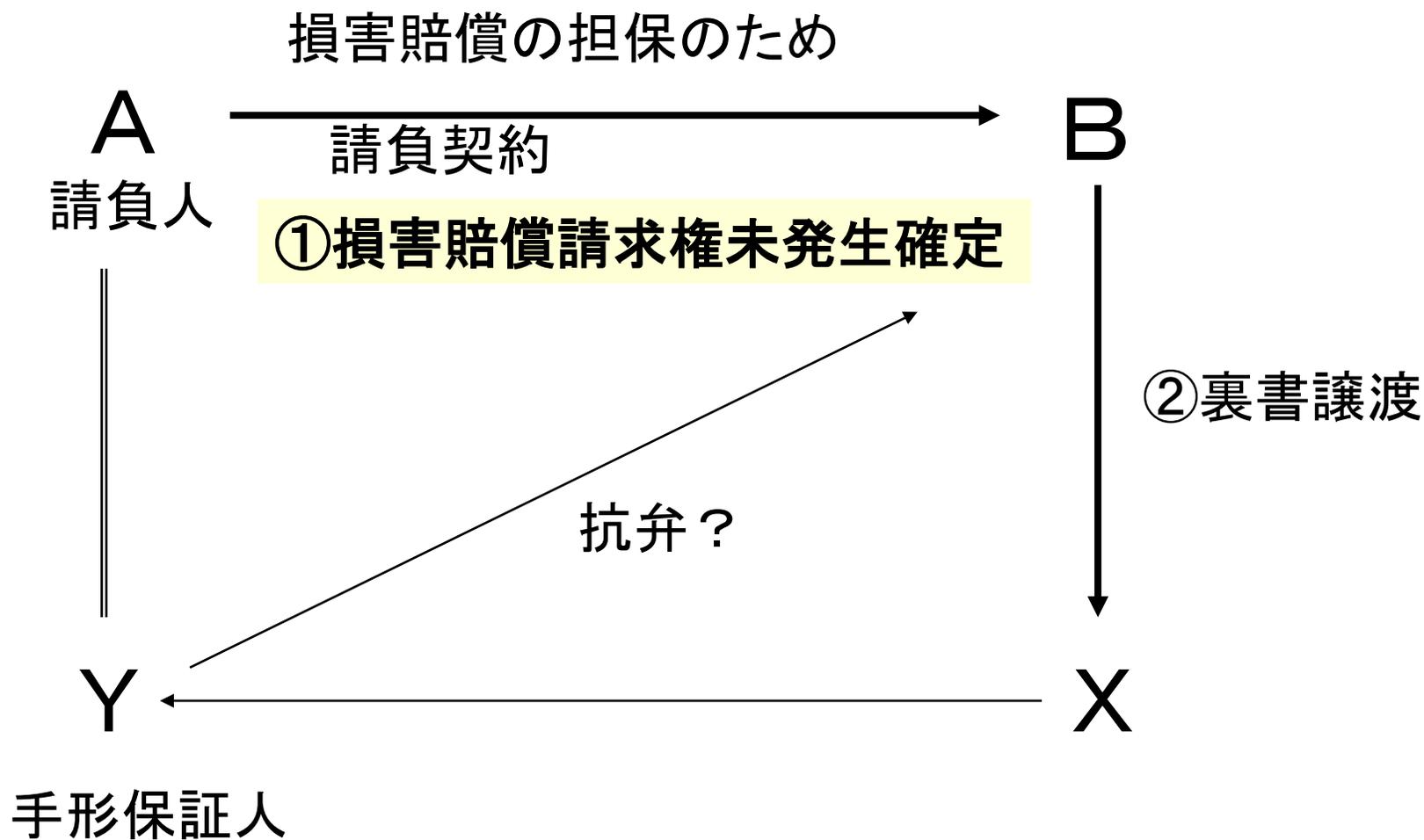


- ①原因債務の消滅時効完成前に手形金請求訴訟
- ②原因債務の消滅時効期間経過後に原因債権請求

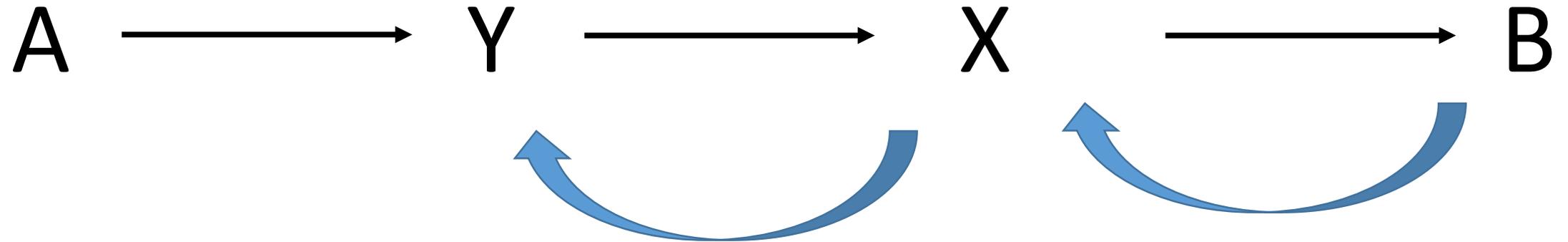
●時効の中断を認めることは、手形債権が原因債権から独立であることと矛盾しないか？

●そもそも前提として、原因債権の時効消滅は、当事者間の人的抗弁となるか？

最判昭和45年3月31日 (VI-25)



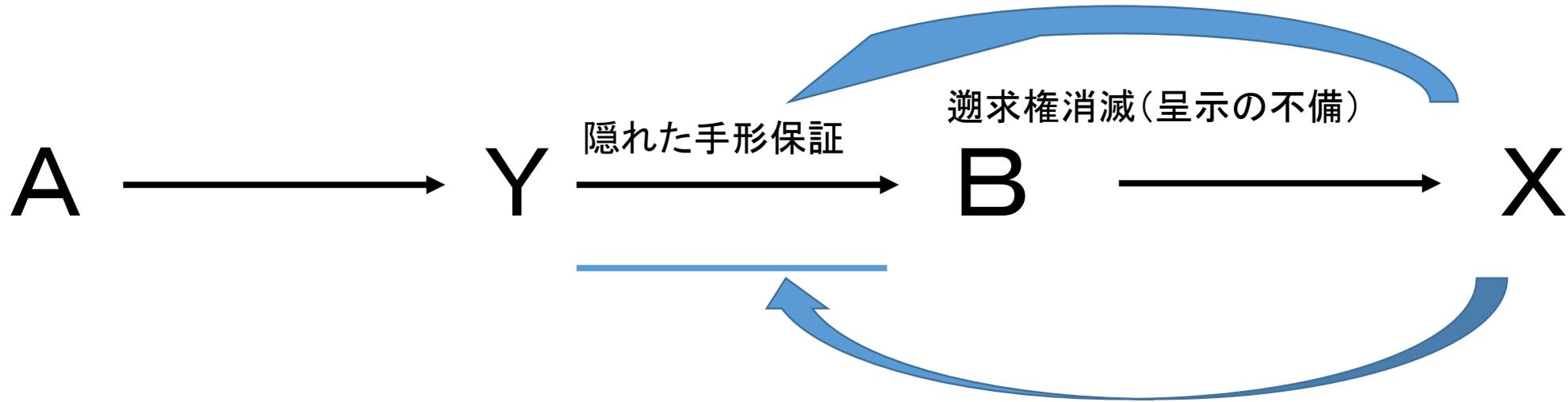
最判昭和57年9月7日



遡求

いくら遡求できるか？

最判昭和52年11月15日



原因債務の保証はあるか？

最判平成2年9月27日
れた事例

例外的に隠れた手形保証人による原因債務の保証が認めら